

# 令和6年第1回守山市農業委員会総会議事録

第1回守山市農業委員会総会を市役所2階防災会議室において招集する。

令和6年1月10日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

## 1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

### 議第1号～議第5号

議第1号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることについて

議第3号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に  
対し、許可をすることについて

議第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に  
対し、許可をすることについて

報告第 1 号～報告第 5 号

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による  
届出の報告について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による  
届出の報告について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につ  
いて

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借  
解約通知について

報告第 5 号 農地変更届出について

2 出席委員は、次のとおりである。

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 2 本城 康吉  | 4 國枝 敏孝  | 5 木村 喜代子 |
| 6 深尾 円   | 7 大島 常弘  | 8 村瀬 伸一郎 |
| 9 岡本 良一  | 10 高橋 謙二 | 11 服部 重信 |
| 12 辰市 祐洋 | 13 西 直幸  | 14 大崎 恭義 |
| 15 九重 智子 | 16 千代 博  | 17 今井 誠二 |

|           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 18 西出 登志和 | 19 寺田 安喜雄 | 20 西村 明弘 |
| 21 宇野 正   | 22 中島 耕治  | 23 西村 正秋 |
| 24 西村 潔   | 26 秋山 新治  |          |

3 欠席委員は、3名です。

1 番 今井 清市委員

3 番 杉江 和委員

25 番 山本 麻紀代委員

4 会議に出席した説明員および書記

|     |     |        |
|-----|-----|--------|
| 説明員 | 局長  | 上 畠 敏宏 |
| 局 員 | 参事  | 岡田 秀樹  |
| 局 員 | 専門員 | 吉川 与司一 |
| 書 記 | 指導員 | 井上 俊明  |
| 農政課 | 課長  | 福嶋 信宏  |
| 農政課 | 事務員 | 杉本 咲絵  |

5 傍聴者

2 名      ○○    ○○  
            ○○    ○○

○局 長

本総会は委員総数 26 名中 23 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 6 年第 1 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 3 時 25 分)

○議 長

それでは、令和 6 年第 1 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 2 件、報告案件 5 件の合計 10 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

11 番 服部 重信 委員

14 番 大崎 恭義 委員

を指名いたします。

○議 長

最初に報告いたします。本日の会議に傍聴の申し出がありました。これにつきましては、「農業委員会に関する法律 第 32 条」により、「会議の公開」が規定されており、2 名の傍聴の申し出に対し許可いたしました。

傍聴者の方、お入りください。

(傍聴者 2 名 入室)

傍聴者 守山市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇

守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇

○議 長

傍聴者に申し上げます。

配布しました「傍聴される皆さんへ」を順守お願いします。

○議 長

それでは、議題に入ります。議第 1 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 1 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をする

ことについて

以上です。

○議長 長

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられます。つきしては、「農業委員会に関する法律 第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に関して退席していただくこととなります。

したがいまして、本件の関係者である

議席番号●番 ●● ●●委員

議席番号●番 ●● ●●委員

以上の2名の委員に退室を求めます。

（2名の委員 退室）

○議長 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第1号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （会議規則第9条議案の説明）

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、計画の決定することにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり計画の決定をすることすることに決しました。

○議長

それでは、●● ●●委員、●● ●●委員に入室を

認めます。

(2名の委員 入室)

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第2号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第2号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (第9条議案の説明)

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることについてでございます。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用

集積等促進計画案の内容を説明】

以上で、議第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

先ほどありました第1号の農業経営基盤強化促進法による賃貸借と農地中間管理事業による賃貸借との違いは何でしょうか。地権者が選択してよいのでしょうか。

○農政課

令和6年度末までに地域計画が定められると農地の賃貸借は「農地中間管理事業」だけになります。

○●番 ●● ●●委員

はい、それとは別に理由があるのでしょうか。相手先が決まっているのが良いとか、相手先にメリットがあるとか、何かあるのでしょうか。

○農政課

今回はありませんが、「物納」での賃貸借は「農地中間管理事業」では取り扱いがありませんので、その場合は農業経営基盤強化促進法による賃貸借となります。

○●番 ●● ●●委員

ありがとうございます。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、「意見無し」とすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第3号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第3号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第3号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。議案書3ページ、位置図2ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3件でございます。

1番の案件です。（位置図P2）

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 3,000平方メートルの畑で、譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。同じく 〇〇〇〇番 2,000平方メートルの畑で、譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地

○ ○○ ○○ さん ○○歳となります。これらの農地の譲受人は、守山市○○町○○○○番地 ○○○○○○○○ ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ さんです。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の現在の経営面積は、435.5 アール、通作距離は3.2 キロメートルです。

### 2 番の案件です。(位置図 P 3)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○○番 500 平方メートル、同じく○○○○番○ 500 平方メートルでいずれも畑です。

譲渡人は、守山市○○町○○○番地の○ ○○ ○○ さん ○○歳。譲受人は、守山市○○町○○○番地○ ○○ ○○ さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、518.3 アール、通作距離は1.7 キロメートルです。

### 3 番の案件です。(位置図 4)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○○番 5,000 平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市○○町○○○番地

の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は、守山市  
〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲  
受人の現在の経営面積は、518.3 アール、通作距離は 1.7  
キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の  
全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施さ  
れるため該当しません。

また、第2号の法人要件については、1番の案件が該当  
しますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社は、農地所有適格  
法人であるため問題はありません。

また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の  
農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当  
せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周  
辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませ  
んのので許可相当と考えます。

以上で、議第3号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認  
状況の報告をいただきます。

1 番から 3 番のすべての案件を●● ●●委員にお願い  
いたします。

○●番 ●● ●●委員

○○○跡地の○○地先になり、畑地として広域に利用されることが望ましいかと思っているところであり、現地確認しますと境界の杭も表示されており、問題無いかと思います。

以上です。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1 番の作付け品目は何ですか。

○事務局

ハウス栽培の野菜となります。

○●番 ●● ●●委員

2 番 3 番の譲り受け人の方は、この近くで耕作されているのですか。

○事務局

この農地で賃貸借にて耕作されており、令和 5 年 12 月

で賃貸借期間が満了したので、引き続き耕作されるため  
「売買」の形になりました。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を  
いたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議あり  
ませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

ご異議無しと認めます。よって、本件は、許可相当とす  
ることに決しました。

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第4号を議題といたします。書記に議件の朗読  
をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第4号 農地法第4条第1項の  
規定による申請に対し、許可をすることについて

以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第4号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書4ページ、位置図は6ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、2件でございます。

1番の案件です。（位置図 P 7-8）

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 393 平方メートルの登記地目は田で現況は宅地。

申請人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇 歳で、転用の事由は住宅敷地の一部です。申請地は先代に当たる申請者の父が昭和34年に購入し、昭和35年にプロパン庫、昭和37年に物置の増築、昭和45年には母屋の増築の敷地として使用され現在に至っているものです。本来は農地転用の許可を受けてから建築すべきところを失念していたものです。市の建築課に確認したところ、建築確

認は取得されており、建物の登記も完了している物件であるため、取り壊しまでは求めないとのことで、無断転用是正として追認許可をしようとするものです。

なお、備考欄に記載のとおり、〇〇町地区地区計画区域内です。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

## 2番の案件です。(位置図 P 9-10)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番 496 平方メートルの登記地目は田で現況は雑種地。

申請人は、〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、転用の事由は貸駐車場です。申請地は 40 年から 50 年ほど前に近隣の方からの申し出により駐車場として利用されていたもので、現在も 7 台分の賃貸借契約を結んでおられます。今般、近隣から追加で貸借の話があったことから、碎石を敷きロープ等で区画を明らかにしようと

したところ、農地転用の許可が必要であることを認識し、無断転用の是正として許可申請がなされたものです。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第4号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

住宅の敷地内に農地が残っていたことから、今回申請されたものになります。

以上、確認いたしました。

○議長

続いて2番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

すでに駐車場として利用されており、碎石での表面処理であるので雨水の処理に問題は無いと思います。

以上です。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること  
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

1 番および 2 番とも転用に問題は無いと思います。

以上です。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○議 長

2 件とも「是正案件」でありますので、委員の皆様には  
普段からの農地パトロールを通じて無断の転用に気を付  
けてください。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

（会議規則第 10 条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第5号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第5号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第5号の提案理由のご説

明を申し上げます。

議案書 5 ページ、位置図は 12 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、5 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 13-14)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇および〇〇〇  
〇番〇、合計 498 平方メートルの田で、譲渡人は、〇〇町  
〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は草津  
市〇〇 〇丁目〇-〇-〇〇 〇〇〇〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は分譲宅地（2 区画）です。

備考欄に記載のとおり、〇〇町地区地区計画区域内で、開発許可該当案件です。

立地基準の判断については、市街地化した区域内の農地で住宅等が連たんしていることから、第 3 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題

はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。(位置図 P15-16)

申請地は、先ほどの1番の隣地になります。申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇および〇〇〇〇番〇、合計498平方メートルの田で、譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は草津市〇〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇 さんです。

譲渡人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は分譲宅地（2区画）です。

備考欄に記載のとおり、〇〇町地区地区計画区域内で開発許可該当案件です。

立地基準の判断については、市街地化した区域内の農地で住宅等が連たんしていることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番の案件です。(位置図 P 17-18)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 298 平方メートルの畑で、譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。譲受人は〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳および 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は分家住宅です。

譲渡人と譲受人は伯父と甥の関係にあり、甥が分家住宅を建築するにあたり伯父から土地の提供を受けるものです。

なお、開発許可該当案件で、又申請地は令和 4 年 12 月 12 日付けで農振除外され青地から白地となったものです。

立地基準の判断については、水管等 2 種類以上埋設する道路の沿道で 500m 以内に 2 以上の公共施設等（〇〇小学校、〇〇こども園、〇〇支所）があることから、第 3 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

4 番の案件です。(位置図 P 19-20)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番 218 平方メートルの畑です。譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は野洲市〇〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は分家住宅です。

譲受人は〇〇町の出身で実家も同町内にあり、分家住宅の適地を探していたところ譲渡人から申請地の提供を受けられることとなったものです。

なお、備考欄に記載のとおり開発許可該当です。

立地基準の判断については、市街地化した区域（集落）内の農地で住宅等が連たんしていることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

5 番の案件です。(位置図 P 21-22)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇および〇〇〇番  
〇、合計 1,146 平方メートルの登記地目は田で、現況は田  
と雑種地。譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さ  
ん 〇〇歳で、譲受人は〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇  
〇 〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は貸駐車場です。

譲受人は〇〇町内で〇〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇の事業を営んでおり、現状、〇〇〇〇の駐車場 3 台分と〇〇〇〇〇〇〇〇の置場 6 台分ほどしか確保できていないため、顧客の増加や従業員の増員、〇〇〇〇〇〇置き場の確保などのため、事業所にも近い申請地を駐車場として転用しようとするものです。

土地の取得を事業主の個人名義で行い、自らが経営する事業所が貸借契約のもと利用するため、転用事由が「貸駐車場」となっております。

また、申請地の一部は譲渡人の父（先代）により昭和 49 年ごろに許可を得ずに造成された後、未利用地のまま現在に至っているもので、先代が死亡されているため詳細については不明となっています。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業同意該当案件で

す。

立地基準の判断については、市街地化した区域内の農地で住宅等が連たんしていることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第5号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

1番と2番の案件の担当委員は本日欠席されておりますので、3番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

分家住宅の建築にあたり実家近くの農地で「農振除外」を受けておりますので、問題はないと思います。

以上です。

○議長

続いて4番と5番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●●番 ●●● ●●●委員

4番の案件は、事務局の説明のあったとおりで、土地は集落内の住宅密集地の畑で、所有者は「維持管理できない」とのこと、譲り受け人は生まれ育った所で住宅用地を探しており、双方の思いが一致したので、転用の申請がされたものです。現地で問題がないと説明を受けました。

5番につきましては、○○○○○○○○の駐車場を探されており、売買となりました。こちらについても現地を確認し問題が無いと判断しました。

以上でございます。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●●● ●●●委員、●●● ●●●委員）。

○当番委員（●●● ●●●委員）

5件を現地確認して、全て隣接地に影響は無いことを確認いたしました。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●●番 ●●● ●●●委員

位置図の 16 ページで転用される農地の右側に農地が残るように見えるのですが、この土地は現の所有者が維持管理していくのか、または指導しているのですか。

○事務局

この右側の土地は、土地改良区の所有地です。

○議長

●● ●●委員、よろしいですか。

○●番 ●● ●●委員

はい。

○議長

他に、質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

5 番の案件で、備考欄に「開発事業同意該当」とありますが、こういった内容なのでしょうか。

○事務局

守山市の開発担当部局で「守山市開発行為指導要綱」が定められており、建物が無く 500 m<sup>2</sup>以上の造成を要するものについては、この「要綱」に該当し許可ではなく、各担当課と協議され、市が同意されるものです。

開発許可は建物を建てる場合で、建物が無い場合は都市計画法に該当しないので、この「要綱」に沿って、市が協

議・指導されるものです。

○議 長

●● ●●委員、よろしいですか。

○●番 ●● ●●委員

はい、わかりました。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第1号から第5号までを、一括して書記に報告いた  
させます。

○書 記

報告いたします。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定によ  
る届出の報告について

1件の届出です。内容については記載のとおりで  
す。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定によ  
る届出の報告について

2件の届出です。内容については記載のとおりで  
す。

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出の  
報告について

10件の届出です。内容については記載のとおりで  
す。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃貸  
借解約通知について

41件の届出です。内容については記載のとおりで  
す。

報告第5号 農地変更届について

2 件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議 長

ご苦劳様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 4 時 20 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 6 年 1 月 22 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記  
に署名する。

11番 服部 重信 委員

14番 大崎 恭義 委員